

## 〈2〉 米国反ボイコット法の基礎

### — 現在の中東情勢を踏まえたイスラエル・イスラム圏ビジネスにおける留意点 —

森・濱田松本法律事務所 シニアアソシエイト 大川 信太郎

#### I はじめに—なぜ今「米国反ボイコット法」が重要なのか

本稿において、米国反ボイコット法とは、米国輸出管理規則（Export Administration Regulations）Part 760に規定される一連の規制（以下「EAR 反ボイコット法」という。）及び米国内国歳入法（Internal Revenue Code）第999条に規定される一連の規制（以下「IRC 反ボイコット法」という。）を指す。

米国反ボイコット法は、企業・個人が特定の国に対するボイコットを支援することを一定の範囲で規制している。米国反ボイコット法が想定しているボイコット対象国は法令上明記されていないものの、EAR 反ボイコット法の過去の事例では、そのすべてがイスラエルに対するボイコットを対象として執行されている<sup>1</sup>。そのため、事実上は、中東諸国やイスラム圏の国々によるイスラエル企業・イスラエル出身者・ユダヤ教徒等への差別的な取扱い等が主な執行対象といえよう。

2023年10月以降、イスラエルと近隣諸国との軍

事的・政治的緊張は激化しており、イスラエルに対するボイコットも広がっている<sup>2</sup>。後記III 7の通り、米国の執行当局も、反ボイコット法の執行を強化する方針を公表しており、特に近時その執行リスクが特に高まっている法令といえる。

EAR 反ボイコット法は、過去に複数回、日本企業の米国子会社や米国企業の日本子会社にも執行されたことがある。また、IRC 反ボイコット法は日本企業を直接の対象とはしないものの、日本企業も米国株主等からの情報提供要請に応じることが認められる。さらに、BISは、過去にボイコット要請を行った企業等をまとめたボイコット要請者リストを作成しており、複数の日本企業が掲載されているところ、イスラエル企業や親イスラエル企業との取引にあたりレピュテーションリストを負う可能性がある。そのため、米国反ボイコット法は、日本企業にとっても他人事ではない。

本稿では、EAR 反ボイコット法及びIRC 反ボイコット法の概要を解説したうえで、日本企業が押さえるべきポイントについて検討する。なお、EAR 反

※ 本稿の意見にわたる部分は、著者の個人的な見解であり、著者が現在所属している又は過去所属した組織の見解ではない。また、本稿は、現在の中東情勢についていかなる意見も表明するものではなく、米国反ボイコット法の客観的な分析を行うことを目的としている。

<sup>1</sup> ただし、イスラエルとともにインドをボイコット対象国とした事例について、後記III 8及び別添1 #2を参照。

<sup>2</sup> 例えば、2024年7月の報道では、アラブ連盟が、イスラエルと提携している企業をボイコットすることに合意したとされている。Middle East Monitor, *Arab League Strengthens Boycott of Companies That Support Israel* (July 4, 2024), <https://www.middleeastmonitor.com/20240704-arab-league-strengthens-boycott-of-companies-that-support-israel/>.

ボイコット法と IRC 反ボイコット法の違いについて、BIS が比較表<sup>3</sup>を公表しているところ、併せて参照されたい。

## II ボイコットの概要

### 1. アラブ連盟によるイスラエルボイコット

アラブ連盟（Arab League）は、1948 年からイスラエルに対するボイコットを実施している。アラブ連盟は、中東及び北アフリカ諸国から構成されており、具体的には、以下の国・地域が加盟している<sup>4</sup>。

#### 〈アラブ連盟に所属する国・地域〉

パレスチナ自治政府、アルジェリア、バーレーン、コモロ、ジブチ、エジプト、イラク、クウェート、ヨルダン、レバノン、リビア、モリタニア、モロッコ、オマーン、カタール、サウジアラビア、ソマリア、スーダン、シリア、チュニジア、アラブ首長国連邦、イエメン

アラブ連盟によるボイコットは、ダマスカスにある中央ボイコット局（Central Boycott Office）により管理されている。また、中央ボイコット局は、ボイコットの対象とする具体的な企業等を掲載したブラックリストを有している<sup>5</sup>。しかし、アラブ連盟自体はボイコットを執行するわけではなく、中央ボイコット局が採用したボイコット規則は加盟国を拘束しない<sup>6</sup>。当該ボイコット規則は加盟国のモデル規則として参照され、アラブ連盟の一部の加盟国はアラブ連盟のみがボイコットを廃止できると主張しているが、実態としてはあくまで個々の加盟国の裁量でボイコットを執行又は廃止しているようである。

それゆえ、アラブ連盟によるボイコットの实態を一言で説明するのは難しい。アラブ連盟は、どの国がボイコットを執行し、どの国が執行しないかを公にしていない。ただし、実態として、アラブ連盟加盟国によるボイコットの執行は全体的に散発的であり、一部加盟国では有名無実化しているようである<sup>7</sup>。一方で、ボイコットの实施は、イスラエル・パレスチナ問題の激しさのレベルとともに増減すると主張する者もおり<sup>8</sup>、昨今の政治状況を踏まえるといつ再燃してもおかしくない状況にある。

2024 年版米国不公正貿易白書(2024 *National Trade Estimate Report on Foreign Trade Barriers*)<sup>9</sup>では、いくつかの国における一貫しない執行状況について言及している。イラクはアラブ連盟のボイコットに公式には参加していないものの、イラク政府は引き続き散発的にイスラエルに対するボイコットを行っているとして指摘している。また、カタールも、1994 年に第二次・第三次ボイコット（後記 III 3(1) 参照）を廃止したものの、引き続きボイコット要請が行われているとしている。加えて、イエメンも過去に第二次・第三次ボイコートを放棄したものの、ボイコット要請が続いており、政治的混乱もあり正確な現状の把握が難しいとのことである。

### 2. アラブ連盟以外の国によるボイコット

過去の執行例を踏まえると、アラブ連盟以外の国以外にも、イラン、バングラデシュ、インドネシア、マレーシア、ナイジェリア、パキスタンといったアラブ地域以外のイスラム圏においても、イスラエルボイコットの要請がみられる。

また、イスラエル以外に対するボイコット要請も確認されており、中華人民共和国では台湾、インドではパキスタン、パキスタンではインドに対するボ

<sup>3</sup> Bureau of Industry and Security, *Comparison of Commerce and Treasury Antiboycott Laws & Regulations/Guidelines*, <https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/enforcement/404-distinctions/file>

<sup>4</sup> U.S. Trade Representative, *2024 National Trade Estimate Report on Foreign Trade Barriers* 13 (March 29, 2024), <https://ustr.gov/sites/default/files/2024%20NTE%20Report.pdf>.

<sup>5</sup> Martin A. Weiss, *Arab League Boycott of Israel* 1 (Congressional Research Service, August 25, 2017), <https://sgp.fas.org/crs/mideast/RL33961.pdf>.

<sup>6</sup> *Id.* at 2.

<sup>7</sup> *Id.* at 2 and 3.

<sup>8</sup> *Id.* at 2.

<sup>9</sup> U.S. Trade Representative, *2024 National Trade Estimate Report on Foreign Trade Barriers* 13 (March 29, 2024), <https://ustr.gov/sites/default/files/2024%20NTE%20Report.pdf>.

イコット要請が確認されている<sup>10</sup>。

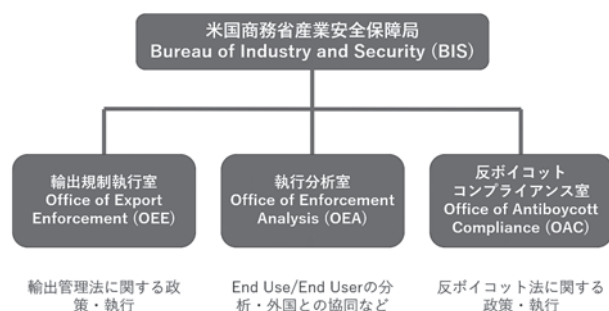
### III EAR 反ボイコット法の概要

#### 1. 執行当局

EAR 反ボイコット法は、米国商務省産業安全保障局 (BIS) の反ボイコット・コンプライアンス室 (以下「OAC」という。) により執行されている。

BIS は、OAC のほかに、Office of Export Enforcement (輸出規制執行室) 及び Office of Enforcement Analysis (執行分析室) から構成される (図)。

【図：BIS 内における OAC の位置づけ】



#### 2. 規制対象者

EAR 反ボイコット法による禁止事項及び報告義務は、①米国人 (United States person) による、②米国の州際通商又は外国通商活動 (activities in the interstate or foreign commerce of the United States) (以下「米国商業取引」という。) である場合にのみ適用

される。

#### (1) 米国人 (United States person) の定義 (§ 760.1(b))

米国人は、米国の居住者又は国民であるあらゆる者を意味し、個人、国内会社<sup>11</sup>、国内会社に事実上支配されている (controlled in fact) 外国子会社<sup>12</sup>、外国関連会社その他の恒久的外国施設 (permanent foreign establishment) を含む<sup>13</sup>。すなわち、米国に居住している日本国籍者、日系企業の米国子会社・米国駐在員事務所、日本に所在する米系企業の子会社・駐在員事務所などは、米国人に該当する可能性がある<sup>14</sup>。また、別添 1 # 32、33 の事例によれば、外国会社は米国内に PE を有していない場合でも、米国で事業を行っていれば、米国人に該当する可能性がある点にも留意が必要である。

#### (2) 事実上の支配 (controlled in fact) の定義 (§ 760.1(c))

事実上の支配 (controlled in fact) とは、国内会社が外国子会社、パートナーシップ、関連会社、支店、事務所その他の恒久的外国施設の一般的な方針を確立し又は日々の運営を管理する権限若しくは能力を意味する<sup>15</sup>。国内会社の外国子会社又は関連会社は、以下のいずれかに該当する場合、反証がない限り、当該国内会社による事実上の支配 (すなわち、当該外国子会社又は関連会社の米国人該当性) が推定される<sup>16</sup>。

<sup>10</sup> Kay Georgi, Paul M. Lalonde & Douglas N. Jacobson, *International Guide to Export Controls and Economic Sanctions* 205 (2d ed. 2023).

<sup>11</sup> 国内会社には、パートナーシップ、企業、会社、団体その他の事業体だけでなく、外国企業の恒久的国内施設も含まれる (§ 760.1(b)(2))。

<sup>12</sup> やや細かいが、外国子会社が米国人に該当するためには、国内会社により事実上支配されている (controlled in fact) ことが必要となるため、例えば、個人である米国人が外国会社の支配株主であっても、個人である米国人は国内会社に該当しないため、当該外国会社は米国人に該当しない。

<sup>13</sup> § 760.1(b)。

<sup>14</sup> ただし、日本企業に勤務する米国籍者は米国人に該当しない。すなわち、§ 760.1(b)(4) では、米国外に居住し、非米国人に永続的若しくは一時的に雇用され、又は非米国人のために、その指揮命令下で、従業員として働くことを命じられた個人の米国人を、米国人の定義から明示的に除外している。なお、国内会社に籍を置きながら、外国会社に勤務する場合、仮に国内会社の保険、年金その他の給付を保持するため国内会社により形式的に雇用が継続されている場合であっても、外国会社による指揮命令下に置かれるのであれば、本除外に該当する (§ 760.1 Examples of “United States Person” (viii) 参照)。

<sup>15</sup> § 760.1(c)(1)。

<sup>16</sup> § 760.1(c)(2)。なお、カストディアンなど有価証券の単純記録所有権を保有する者の保有議決権数はカウントに含まれず (同 (3))、一方で、オプションなどの保有者又は所有者の選択により議決権証券に即時転換可能な証券はカウントされる (同 (4))。また、国内会社の海外支店又は法人化されていない恒久的海外施設は、常に当該国内会社に事実上支配されているとみなされる (同 (5))。